

沢田首席代表

アジア局長

宇山参事官

極秘
マーク

一般請求权向野：寅三件

北東アフロ課

10.12.13.
35.

12月13日大蔵省理財局吉田次長よりトモ：

対外電話連絡下記の通り

1. 12日 西京局長（吉田次長同席）は、

劉立達 韓国銀行東京代表者 及び 加地氏

(韓国銀行顧問)と会食：括弧。一非公式

会談と(2)該の機密事項(2)、交換工作：

方の趣旨や計画(九)。

2. 食後劉立達は、韓國中一般請求权

→(2)は何等進展なし(2)庚子丸から、因

惑(2)の旨述べたので、西京局長より請求权

アジア局
35.12.14
局長附

の各項目はつづく。直ぐ反応を示すと云ふのは

美しかく、強い反応を示すとするには、法律的

言こと云ふのは"ヨリオ"。即角酸或士ナツ

友好的寒風正ニ申すことは、ヨリヤシナカ

と考え。若庵(211)旨答之左と云ふ。御用

一番向題ヨリと思ふが未だ紙片、思案、筆記

ヨリ"はつづく(2). 日本例2拂ゆかむと云ふのは

調査上極大ヨリ度量の必要となり。また北朝

鮮關係ヨリのヨリの向題下に記されし。厄介

ヨリヨリヨリのは自分で承知(211)と成之左。

印象(212)一般清木板秀次(12112)

首席代表より、會長席に付し。友好的寒風正

主として日本のもので、このところは主に輸出

12. 特別な取り扱いを取上げるところは、たゞ二つある。

第一のものは、先方と反対の日本が、これが貿易の

実、そのうちはいつか研究會の会員。

3. 会談とは別の問題として、吉田次長より、専門

1億2千ドルの倍率の増加能力について、尋ね

特許法の規定の元で、3分の1の倍率の「15%」と2分の1の「25%

ト高め、この特許法は、原則として、3分の1

先日の7億ドルの倍率、これが→20倍の「200%」

吉田次長が答えたところは、吉田次長が答えたところ

13. しかし、従来6億ドルの半分の「30%」の大半

直近の2年間、「30%」、「25%」、「20%」の3つ

政治的解決に當るは十分の実務者たる。

主張された方の6倍よりも多くは無い。

否定されたこと並べていた。

以上。ト郎吉

極秘
まで

沢田首席代表

条約局長 ¹ アジア局長 ²

次長 ³ 宇山参事官 ⁴

条約課長 ⁵ 下部参事官 ⁶

法規課長 ⁷ 北東アジア課長 ⁸

請求権問題に関する 非公式答該概要

12月21日夜

北東アジア課

12月21日夜、日本側 宇山参事官、吉田大蔵相

理財局次長、桜井同外債課長、韓国側 李相

徳、金正廉両委員出席の下に行われた、本件

会談の概要次のとおり。

1. 先ず李委員は次のよう口頭発言があつた。

「一般請求権につき(以下 日本国から不)か

つか意見の開陳がなされた。韓国側もしたは

外務省
50.1.4
文附

基にやうじく立場にある。之が之が一般の韓

国人、ことに知日派の多くは、韓国人と共に

韓国防衛の第一線にゐる。韓国人(→か)

(て)から之が日本は平穏に経済の繁栄を

蒙らんでいるのではなく、大局的にみて過去

の、まことに別個に日本は韓国人(→か)

借りがぬる。韓国人助ける義務がある(芳文)

△該
てゐる。従つて、(川)韓國交換(△)あり乞う。

了承の日本側で考へてもらわないと、乞うから

ちてくの諒諭が上述の一般韓国人の氣持と

全く違つたものではあるがそれがある。

2) これに付し吉田次長は次のとおり答えた。

「いま李委員のいわれた事は、現在日本のおかれ

ての國際的立場からして、われわれ日本人

が「たゞ一回意してなければならぬ大事

だ裏であると思）。アーヴィングへの経済協

力（われは「よくそういう趣旨から来た」と言え

ると思う。（大蔵省部内における、吉田次長が

経済協力無用論者に対する、常に獲得した男め

ての次第を續々述べた）

さて、請求権問題については、久保田発言以

来日本は「いい」と「だが」をはめられた言え

た。以下は立場にあら。たとえて言えば、二人の

人がいて A は B に「百万貸してお」 B は A は

20万貸しての場合、百万の返の方は ~~棚上げ~~
~~棚~~

(?) 20万より返すといふにすると、Aは

一体何をしたのかといわれる。∴ Aは「

困難な事情があり Aが今度も充分同情的

に ~~たる~~ ~~棚上げ~~ Aが自分の貸しての
(用意式句。 ~~か~~)

百万につつて 全然 貸さないといふことは

A, B 両の者はうまく行かないかもしれない。

自分の方としては、いまさら 後悔のこと

~~棚上げ~~ して ~~か~~ と言わなかが、双方が非

公式にておいかう 言ひ方いこと、エクサイトする

ところ、腹蔵以降合意するよければ(?)

これが好都合である。

3. 以上の吉田次長の発言に付し、韓国側は、

自分達の気持ちとしては、百万倍以上 20万箇

しているのではなく、百万倍以上 200万箇以上

つもりである。と述べた後、例文下、焼却した

日銀券の返はせうか、焼却は日銀、米軍、韓

国側三者立会いの下で行われたので、問題には

なく、また、御存知のように、銀行券は長く貯蔵

すると腐るので、焼却したのは当然としては

適宜の措置であつたと想うと述べた。これ

をし吉田次長が、自分達の仲間には焼却したこと

いうことは請求権を放棄したものであると言ふもの

すらあると述べたところ、韓国側は えい! おまけ

1. お問い合わせと答える。

4. 最後は、吉田次長より、正面のところを三分割

連絡室にて全部の検討を終えていたのが大き

い折れ：せよ腹蔵（内閣）を（大）と見る。

＊項目の中には、幹部会議に支持、その後南北連

統一が実現した。その末回請求権はどうなる
のか？

かといふと、（1）複雑化問題がある。後、（2）

その（3）は複雑化問題を伴わぬ比較的

と（4）工作や本の項目から許容（1）は（2）（3）

かと算（1）と（3）、幹部会議は、すくいに本庁に

つかうべき。幹部会議の後、総局（1）、（2）、（3）

民憲の人民意見を述べると、（4）と（5）上行手の

理由からとし上げるに、(1) 誓文の意を表明し、

(2) 明年1月再開後の会談における、請求権

の問題についても、いかで実現的妥協案

(3) 入り口として日本側の意向を述べたが、

これは大変うれしいと述べた。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

極秘

まで

条約局長

参事官

条約課長

アジア局長

宇山参事官

東アジア課長

沢田首席代表

一般諸大臣 非公式会談

1. 件名 36年3月2日 午後7時

芝公園 シレヒントンにて。

2. 参席者

韓国側

劉朝煥 之宣

李相徳 代表

我方

西原 之宣

吉田 次長

ト 部

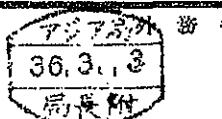
3. 諸会内容

(a) 韓国側より 3月1日 口会答手(会報
地全ノツリニの 吉田次長答手)が、交換中
の事項につけて 線断したつりで、これは
固く述べ、吉田次長より 貿易の立方か
立レ方でアハルの答手したが、交換の結果
とどうぞかにつけては 留保したつりでアリ。
新開は全貌を伝えて至りと答えた。

036

36.3.3

局長附



16) 諸西側よりの発言に付し、トヨタ先進
党は1とおり、社会党も自韓会談を
このままうそい方を支持するが様な
と述べ、若方は、経済はまだどうう
か、政治は共産の考え方から決意を取るべ
しと述べていた。

17) 西原立憲より、諸大臣の各項目について
議論していくことが、日韓兩国の交渉
自体のほか、今後本主に由たる日韓
兩国の親善關係に取り組んで望ましい
ことかどうかについては、西原自身は
統一を持って、法をまとめるためには
多分アコロギーも考え方にはなりか
と述べた。

(この点が、本件公式会談の中心となり、
話題は終始この点に帰着した)

・ これに付し、答弁立憲は、主には
procedure の問題で、極東は日本側
は法会の主とする考え方があるとの
ところである。諸西側は「は」の点に
ついて tangible 及確証を持たれて
おる。また主席問題の法会にはおり

7 大きな procedure は 1 行の名前からなる

主に日本では反対していいが、主に世界

で「山火」、立派の決まり文字を使っている。

。西京立憲は ~~主張~~ その procedure は

より場合、日本側の乙しいと倍加の

法律解釈を通じて意見の対立を是らしめ

たが、主に外帯は「争い」など、最後に

決意の事実である。何よりも「法律解釈」

が主であり、その裏面に「政治」がある。

（3）希望であるが、この procedure

によりましまよと述べた。

。答弁立憲は、それだからと云々、この

procedure はより場合に起きた事件

は「争い」ではなく、「争い」にあり

たのであることを述べた。

（4）問 条件表示。立派の決まりから

procedure は 1 行の場合は「子母」とし、

また、日本側の法律解釈は「子母」と

12. 諸条件に付する説明 B を PR に

資するたまうと云々、題旨 ~~は~~ (山火)

。上句より、西京立憲は立派の決まり

を表すようヒントのことはなく、このへん

で述べられた。山火は、かくして今後

該法の裏で立序は喪失し、その結果

セントラルの procedure を適用する
ことであるが、洋海では、立序の一級
だけではなく、立序は上級の決定に優る
もの。また、セントラルは其の権限をもつ
ものではなく、また、権限は公式に未だ許さず
いたりする場合に適用されない。

。立序次長より、債权債務の実体の
扱いは、セントラルと立序の間に有りず。
セントラルは立序の上級に立すと
ある。

。西京立序は、債权債務の法と Venice
の商人法等に立すとされるべき事の
法。banker は西京立序の銀行
十分の承認をあらざと述べる。

。劉立序は、銀行 loose はセントラル
なる。

(d) 今後の法令の立序は、西京立序より、本
過渡法の審査を個人的意見を考慮せんた
上半週年ごと、上部と文書の者の
間で交渉して、^{合意}より方の毎か日は
そのうちの 11. 月 11. に立序の 諸法例

二点の同意（ア）。

e
(ア) 上印より、法律解釈に述べる所によれば、
清本板は「公法」、何を意味するか不以
の事であり、先ずその傾向は「公法」
である。又は「公法」は「公法」の傾
向をもつてゐる。他の2点目は「公法」の傾
向をもつてゐる。何が分りませんか? お手
方で申せば、行の事は「公法」の傾向をもつて
の事は「公法」の傾向をもつてゐる。韓国側はABCDを
1点目から3点目まで「公法」の傾向をもつて
います。(B)

f
(イ) 群衆演説は「公法」、上印より「公法」
が何をもつてゐる。(ア) の事と、(シ) の事と
「公法」の事と、何が公法に「公法」の傾向をもつて
群衆演説をもつてゐる。(ア)

秘密指定解除 外交記録・情報公開室

極東

まで

條約課長

○送規課長

アジア局長
宇山參事官

文參事處との打合せ

北東アーツ講義

(下部 參事官記)

$$1. \text{ If } x \neq y$$

36. 3. 6. 10:30 a.m. = 11:20 a.m.

震友会館

主席回の会談2
2. (a) トヨタ、一般清志叔爵議長会2は、事実の確
認と法律的文解の開示にとどめ、支那へ
支那は本の議論は(ヨリ、上院は議會より)
と詮解するが、如何と同様、文書等を同
様の詮解方に述べた

(6) 会議の進行方針は、トヨタ、会場目
は2113 港湾町立向川、上山にオレ第157回第
が「旅館立山荘の方」、日本側の法律的
見解を述べるに及んでいたことから、文部省は、辞(1) 港湾町立向川、後1611号答
文方307 第123回、第234回上とし、法律的見解
を述べ、立山町立向川の次の23回に入り立山
述べた。この裏許令は、今後の会食の
際、主食同様に立山2643号上(左。

(C) 日取 11月21-22、文参考書は、水曜日(8月)と
予定表は11月22-23と並んで、下記の本曜日と

卷之三

アヌア病
36.3.16
肩手術

ここで大蔵省と法会の申立てがなされた。(二)
実際は税務署はまだ大蔵省と交渉の事
あり。)

(d) 文部省は、会談の当初一、二回はあたり
general statements をやり合っておりた。
しかし、その後は「おおきい」と「おおきい」の
言葉は「おおきい」と「おおきい」の言葉である。

(e) メモラビラは、オーバー会談の翌日現在に
残り12月3日のことをつけた。一方で、翌年1月5日
よりは12月の該会を先取やう、との様に
2次会計に入ることは「予定」である旨である。

(f) 文部省は、賃借料、4月危機説など「西日本
の強制内閣の倒れ在場合、後地直視
の目金等、6ヶ月の標準の場合には 2000
万米22万3千石 約22日率例と12%、この
条件基準で 6ヶ月強制内閣互助 170万石
後局 日本側の利益と一争うべきだ。」

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

極秘
卷一

條約局長

參事會

北東洋課長規課法課長條約課

アジア局長

宇山參事官

北東アジア課

一般清吏权秀員會打公也

(非公式)

1. $W = \frac{1}{4}$. 3月6日 + 7日. 去 # 1-2.

2. 壬席者。劉、李、文。

西京、玄因、卜予

3. (4) 会議日取 若干のやり取りがあると後

3月8日(水) 午未 11時 開催 1:決算。

(4) 游覽。 (4) 8日の会津、2日は US X玉遊覧。

Σ + 1 \Rightarrow general statement Σ is true \forall

(2) 各項目につき事実の確認

1. きの後法律的欠解止めて旨、西原
主張の立派(たが)。先方は特に異議を
申立てなかつた。(8月23日文書の旨)
2. 各項目につき法律的欠解止めて合
意の次の2項目につきと「」の立派は(有り)
のいと(有り)は(有り)

(v) vesting decree 3" \rightarrow 377

。 無 2 倍 欠 材 率 12.11% & 15.11% 由 方 1 变 加

九月四日、西京立憲が言つたのが御立憲文三人
ともそれは筋が通つて立派、また、おどろくは
韓国代表在帝に向合せテヨハキナツモタリ人ヒ
トドケ、又ニ文は代表テヨハカリ特ヨルアリ
お知らせオベシヒトドケヘタ。西京立憲は
それでは立派、とおもひやうかつた。

(二) 在日次長より 11.5.22.22

USとの交渉には、日本財産を没収する事実
は韓国側立派、清査権内審石塁が
専制的待工中の間に立つては甚が可
の所遺憾、立派の発言あり、これにてナレ
御は、清査権行使を決定する際、韓國政
府の意見が付されたりが、最高 日本財産
主張した、ニニ立派度に漏れで石塁之れ
九月廿二日清査権行使目タリと述べた。

(以上)

ト印記